

介護等体験実施要綱

1 趣旨

小学校及び中学校教諭の普通免許状取得希望者に対し、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」で義務付けられている介護等体験（以下「体験」という。）を、埼玉県内の社会福祉施設において円滑に実施することを目的として必要な事項を定める。

2 実施主体

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）

3 年間スケジュール

別紙「年間スケジュール」のとおりとする。

4 対象者

原則として、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 埼玉県内に所在する大学、短期大学及び教員養成機関（以下「学校」という。）に在籍する小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生
- (2) 埼玉県内に自宅（帰省先）があり、県外の学校に在籍（通信教育課程を含む）する小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生

5 実施施設

別紙2「介護等体験を行うことができる施設」に示した、埼玉県内にある教員免許特例法施行規則に定められた社会福祉施設等とする。

6 体験の期間等

原則として月曜日～金曜日の連続した5日間とする。ただし、やむを得ない場合は（社会福祉施設での）7日間の実施も可能とする。また、日中の通所による体験とし、活動時間は1日あたり、おおむね5～6時間程度とする。

7 体験の内容

体験内容は、以下に例示するような内容で介護等の基礎的・入門的な活動を中心とする。

- 【例】ア 高齢者、障害者又は児童（以下「利用者」という。）に対する介護・介助の補助
イ 利用者との交流（話し相手）、学習活動や就労支援、作業支援活動の補助
ウ 利用者の散歩や外出の付き添いの補助
エ レクリエーション、運動会等の行事（受入施設が主催する行事）業務の補助
オ その他、掃除や洗濯など利用者と直接接しなくても受入施設の職員に必要とされる業務の補助

8 体験に伴う費用

(1) 体験費用

一人一日、2,090円（消費税込）とし、うち1,320円（消費税込）を施設の体験協力費、770円（消費税込）を本会の調整費とする。

(2) 体験申込者は、「学生のための介護等体験ガイドブック」を必ず購入する。

(3) 体験に際しての交通費や昼食代（施設の食事をとる場合も含む）は学生の負担とする。 また、細菌検査等結果の提出を求められた場合の検査費用は学生の負担とする。

9 本会の業務

- (1) 学校からの体験申込を受け付ける。
- (2) 埼玉県内の社会福祉施設に体験受入の依頼をし、受入希望を受け付ける。
- (3) 学校からの「介護等体験申込書」(様式①)と社会福祉施設からの「年間受入計画書」(様式⑦-1)をもとに体験先を調整し、「決定通知書」により学校及び施設に通知する。
- (4) 学校に対して体験費用を請求するとともに、施設に対しては「終了報告書」「請求書」(様式⑨-1, 2)に基づき体験協力費を支払う。返金が必要な辞退者に対しては、「辞退者名簿」(様式⑥-2)をもとに返金を行う。

10 学校の業務

- (1) 「介護等体験申込書」(様式①)及び体験受入調整システムに入力したデータファイルを期限までに本会に提出する。
- (2) 学生から体験費用を徴収し、指定の期日までに指定口座に一括して振り込む。
- (3) 体験前に学生に対し事前説明会を実施し、必要な指導を行う。
- (4) 本会から送付する「決定通知書」、「受入連絡票」(様式⑧)を学生に配付する。
- (5) 学生から日程変更、辞退の申し出があった際には、受入施設への連絡や日程調整を行う。
- (6) 体験中の怪我や事故、施設の備品破損等に備え、保険に加入させる。

11 受入施設の業務

- (1) 学生の受入を希望する施設は、日程やプログラムを準備し、体験受入調整システムの「年間受入計画書」に入力し、データファイルを期限までに本会に提出する。
- (2) 体験終了者に対し、「証明書」(様式③)を発行する。「証明書」は再発行不可とする。
- (3) 受入学生全員の体験が終了後、速やかに「終了報告書」「請求書」(⑨-1, 2)を本会に提出する。

12 変更・辞退・受入中止について

決定通知後の変更及び辞退は、原則として認めない。

ただし、病気や事故等やむを得ない事由が発生した場合は、次のとおりとする。

(1) 変更

変更を申し出る側は速やかに相手方に連絡し、日程の再調整を行う。変更を申し出た側が「介護等体験(辞退・変更・受入中止)届書」(様式⑤)を作成し、相手方及び本会に提出する。

(2) 辞退

相手方に電話連絡をする。その後、辞退を申し出る側が「介護等体験(辞退・変更・受入中止)届書」(様式⑤)を相手方に提出し、写しを本会に提出する。

(3) 受入れの中止

学生の体験に臨む態度等が不適切で、受入施設の運営に支障が生じる場合、受入施設長の判断により、体験を中止することができる。

(4) 辞退による返金

体験初日の7日前までに辞退届が受理されたものについては体験費のみ返金する。調整費は返金しない。決定通知書発送前の辞退については、本会が指定する日以降の辞退は調整費(1日につき770円、5日体験の場合3,850円)を請求する。

13 事故・感染症への対応

(1) 事故が起きた場合

体験中に発生した事故の状況を確認し、学生がけがをしている場合は、受入施設は、治療や通院等最善の処置をする。その後、受入施設及び学生は学校に連絡をし、学校・施設双方が、「介護等体験事故届書」(様式⑩)を本会に提出する。

(2) 感染症への対応

学生には、日頃から感染症対策を徹底させる。学生または同居家族が万一、発熱等の症状がある場合は体験に行かず、学校及び受入施設に連絡する。

体験中に発熱等が確認された場合には速やかに体験を中止し、医療機関を受診する。その結果を学校と受入施設に必ず連絡する。

14 個人情報の取扱いについて

本事業で取得した個人情報は、本事業に付随する業務以外の目的で使用しないこととする。

また、管理については、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適切に行い、取得した個人情報を無断で第三者に提供しない。